

様式第 2 号（第 5 条関係）

インターンシップに係る覚書

（以下「甲」という。）と、白馬村長（以下「乙」という。）は、
年度白馬村役場インターンシップの取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

1 期間等

年度白馬村役場インターンシップ実習生、期間、職場名、その他諸条件等は、
別表の記載のとおりとする。

2 協議

本覚書に定めのない事項、又は本覚書の疑義が生じた事項について、その都度甲乙協
議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保
有するものとする。

年 月 日

甲

乙 長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地
白馬村長

別表

項 目	内 容
学部・課程	
氏 名	
期 間	
配 属 先	
服 務 時 間	
法 令 遵 守	実習生は、地方公務員法及び関係法令・条例・規則等の定めを遵守する。
指 揮 監 督	実習生は、乙の指揮・管理・監督に従う。
守 秘 義 務	実習生は、実習中及び実習後、インターンシップ実習中に知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならない。 実習生による情報の漏洩により乙に損害が生じた場合は、学生はその損害を賠償する。
食 費 ・ 交 通 費	実習生が負担する。
報 酬	乙は、実習生に報酬を支給しない。
服 装 等	実習生は、職務にふさわしい服装で勤務し、乙が実習生に貸与する名札をはい用する。事務服の貸与はしない。
災 害 補 償	甲又は実習生が加入する保険で対応する。 乙は、実習生の実習中あるいは通勤途中に起きた傷病による学生の損害については、補償しない。
損 害 賠 償	甲又は実習生が加入する保険で対応する。 実習生は、故意又は過失により乙又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙に賠償する。
そ の 他	実習生は、乙の名誉を毀損するような言動は行わない。 実習生は、乙の事務事業を阻害する言動は行わない。